

台風18号災害に係る生活福祉金貸付制度のご案内

【内 容】

青森県社会福祉協議会では、低所得者世帯等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として、生活福祉資金貸付事業を実施しています。

平成25年9月16日の台風18号により被災した世帯に対する生活福祉資金の貸付は、下記のとおり対応する資金がありますので、お住まいの市町村の社会福祉協議会までご相談ください。

○福祉資金（福祉費）

内 容	貸付上限 額の目安	据置期間	償還期間	利率
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	6月	7年以内	・無利子 (連帯保証人が設定できない場合は1.5%)
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円			